

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第7回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
2-1	<p style="text-align: center;">2 測 量</p> <p style="text-align: center;">総 則</p> <p>第51条～54条 (省略)</p> <p>第55条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果品の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制(緊急時含む)</p> <p>(9) 使用する主な機器</p> <p>(10) その他</p> <p>(2)実施方針又は(10)その他には、第27条個人情報の取扱い、第28条安全等の確保及び第32条行政情報流出防止対策に関する事項を含めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">2 測 量</p> <p style="text-align: center;">総 則</p> <p>第51条～54条 (省略)</p> <p>第55条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果品の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制(緊急時含む)</p> <p>(9) 使用する主な機器</p> <p>(10) その他</p> <p>(2)実施方針又は(10)その他には、第27条個人情報の取扱い、第28条安全等の確保及び第32条行政情報流出防止対策の強化に関する事項を含めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
3-1	<p style="text-align: center;">3 地質・土質調査</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第101条～104条 (省略)</p> <p>第105条 照査の実施及び照査技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>第106条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要～(11) その他 (省略)</p> <p>設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第27条個人情報の取扱い、第28条安全等の確保及び第32条行政情報流出防止対策に関する事項を含めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>第107条 再委託</p> <p>約款第7条(一括再委託等の禁止)第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 地質・土質調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等</p> <p>第108条 安全等の確保</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">3 地質・土質調査</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第101条～104条 (省略)</p> <p>第105条 照査の実施及び照査技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM(地質部門または土質及び基礎部門)の資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。(以下削除)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>第106条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要～(11) その他 (省略)</p> <p>設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第27条個人情報の取扱い、第28条安全等の確保及び第32条行政情報流出防止対策の強化に関する事項を含めるものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>第107条 再委託</p> <p>約款第7条(一括再委託等の禁止)第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 地質・土質調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>第108条 安全等の確保</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、屋外で行う業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
3-2		

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
3-4	<p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第201条～102条 (省略) 第203条 調査等 1～4. (省略) 5. 検尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえ、ロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、全ロッド長の確認を行うものとする。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 サンプリング (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 サウンディング</p>	<p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第201条～102条 (省略) 第203条 調査等 1～4. (省略) 5. 検尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうえ、ロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、全ロッド長の確認を行うものとする。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 サンプリング (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 サウンディング</p>
3-7	<p>第1節 標準貫入試験 (省略) 第2節 スウェーデン式サウンディング試験 第404条 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。 第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は JIS A 1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) に準拠して行うものとする。 2～4. (省略) 第406条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図、土質又は地質断面図 (着色を含む) (2) 試験結果 (地盤工学会記録用紙、報告書用紙を JIS A 1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) に準拠して整理し提出するものとする。) (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p>	<p>第2節 標準貫入試験 (省略) 第3節 スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験) 第404条 目的 スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験)は、深さ 10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。 第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は JIS A 1221 (スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験方法)) に準拠して行うものとする。 2～4. (省略) 第406条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図、土質又は地質断面図 (着色を含む) (2) 試験結果 地盤工学会記録用紙、報告書用紙を JIS A 1221 (スクリューウエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験方法)) に準拠して整理し提出するものとする。 (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 原位置試験</p>
3-9	<p>第1節 孔内載荷試験 第501条 目的 (省略) 第502条 試験等</p>	<p>第1節 孔内載荷試験 第501条 目的 (省略) 第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
3-10	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の目標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>第503条 成果品 成果品は、次の事項を整理して提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験結果 (地盤工学会記録用紙、報告用紙を JGS1531「地盤の目標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。)</p> <p>第2節 地盤の平板載荷試験 第504条 目的 (省略) 第505条 試験等 試験方法及び試験装置・器具は、以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 (地盤の平板載荷試験方法) に準拠して行うものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) に準拠して行うものとする。</p> <p>第506条 成果品 成果品は、次の事項を整理して提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果 (地盤工学会記録用紙、報告用紙を JGS1521 (地盤の平板載荷試験方法) に準拠して整理し提出するものとする。) (3) 道路の平板載荷試験の結果 (地盤工学会記録用紙、報告用紙を JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) に準拠して整理し提出するものとする。)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 解析等調査業務</p> <p>第601条 目的 (省略) 第602条 業務内容 1. 既存資料の収集・現地踏査 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地及びその周辺の現地調査 2. 資料整理とりまとめ (1)～(4) (省略) 3. 断面図等の作成</p>	<p>2～3. (省略)</p> <p>第503条 成果品 成果品は、次の事項を整理して提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験結果 (地盤工学会記録用紙、報告用紙を JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。)</p> <p>第2節 地盤の平板載荷試験 第504条 目的 (省略) 第505条 試験等 試験方法及び試験装置・器具は、以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 (平板載荷試験方法) に準拠して行うものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) に準拠して行うものとする。</p> <p>第506条 成果品 成果品は、次の事項を整理して提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果 (地盤工学会記録用紙、報告用紙を JGS1521 (平板載荷試験方法) に準拠して整理し提出するものとする。) (3) 道路の平板載荷試験の結果 (地盤工学会記録用紙、報告用紙を JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) に準拠して整理し提出するものとする。)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 解析等調査業務</p> <p>第601条 目的 (省略) 第602条 業務内容 1. 計画準備 業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。 2. 既存資料の収集・現地踏査 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地及びその周辺の現地調査</p>
3-13	<p>(以下省略)</p>	<p>(以下省略)</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
3-16	<p>(1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>4. 総合解析とりまとめ (1)～(6) (省略) (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 軟弱地盤技術解析 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 物 理 探 査</p> <p>第1節 弾性波探査 第801条 目的 (省略) 第802条 業務内容 1～6. (省略) 7. 照 査 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。 8. 報告書作成 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p> <p>第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 第803条 目的 (省略) 第804条 業務内容 1～6. (省略) 7. 報告書作成 第802条第7項に準ずるものとする。</p>	<p>3. 資料整理とりまとめ (1)～(4) (省略)</p> <p>4. 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。</p> <p>5. 総合解析とりまとめ (1)～(6) (省略) (以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 軟弱地盤技術解析 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 物 理 探 査</p> <p>第1節 弾性波探査 第801条 目的 (省略) 第802条 業務内容 1～6. (省略) 7. 照 査 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。 8. 報告書作成 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p> <p>第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） 第803条 目的 (省略) 第804条 業務内容 1～6. (省略) 7. 報告書作成 第802条第8項に準ずるものとする。</p>
3-18	<p style="text-align: center;">第9章 地 す べ り 調 査</p> <p>第901条 目的 (省略) 第902条 計画準備 (省略) 第903条 地下水位調査 1～2. (省略) 3. 間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法は JGS1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）に準拠するものとする。 4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T） 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカー及びトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最</p>	<p style="text-align: center;">第9章 地 す べ り 調 査</p> <p>第907条 目的 (省略) 第908条 計画準備 (省略) 第909条 地下水調査 1～2. (省略) 3. 間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法は JGS1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものとする。 4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T） 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカー及びトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
3-19	<p>高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法はJGS1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）に準拠して行うものとする。</p> <p>5. 地下水流動調査 トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、速度を求めるものとする。</p> <p>第904条 移動変形調査</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 伸縮計による調査 (1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の径時的变化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。 (2) 調査方法については、JGS1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）に準拠して行うものとする。</p> <p>3～5. (省略)</p> <p>第905条 雨量観測 (省略)</p> <p>第906条 解析</p> <p>1. 地盤特性の検討 既存資料調査、地下水位調査及び移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 地形・地表地質調査</p>	<p>高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法はJGS1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。</p> <p>5. 地下水流動調査 トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、速度を求めるものとする。</p> <p>第910条 移動変形調査</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 伸縮計による調査 (1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の径時的变化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。 (2) 調査方法については、JGS1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）によるものとする。</p> <p>3～5. (省略)</p> <p>第911条 雨量観測 (省略)</p> <p>第912条 解析</p> <p>1. 地盤特性の検討 基礎地盤調査資料(予備調査)、地下水調査及び移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 地形・地表地質調査</p>
3-22	<p>第1001条～1002条 (省略)</p> <p>第1003条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査報告書 (2) 地質平面図 (3) 地質断面図 (追加)</p>	<p>第1001条～1002条 (省略)</p> <p>第1003条 成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査報告書 (2) 地質平面図 (3) 地質断面図 (4) ルートマップ (5) 露頭写真</p>